(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第130条第3項の規定に基づき、中央市議会の本会議(以下「会議」という。)傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第3条 一般席の定員は、36人とする。

(傍聴の手続)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴券)

- 第5条 議長は、必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、傍聴券を交付することができる。
- 2 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。
- 3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所、氏名及び年齢を記入しなければならない。
- 4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。
- 5 傍聴人が入場しようとするときは、所定の入口で傍聴券を提示しなければならない。
- 6 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。
- 7 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは、これを返還しなければならない。 (議場への入場禁止)
- 第6条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

- 第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。
  - (1) 銃器その他危険な物を持っている者
  - (2) 酒気を帯びていると認められる者
  - (3) 異様な服装をしている者
  - (4) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
  - (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
  - (6) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- 2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。 (傍聴人の守るべき事項)
- 第8条 傍聴人は、傍聴席に在るときは、次の事項を守らなければならない。
  - (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
  - (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
  - (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
  - (4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、 この限りでない。
  - (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
  - (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の 許可を得た者については、この限りでない。

(傍聴人の退場)

- 第10条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。 (係員の指示)
- 第11条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 法第130条第1項及び第2項に定めるもののほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附則

この規則は、平成18年2月27日から施行する。